

2024年8月21日

宮城県知事

村井 嘉浩 様

日本共産党宮城県委員会 委員長 中島 康博

日本共産党宮城県会議員団 団長 三浦 一敏

9月議会に「宿泊税条例案」を提出しないよう求める要望書

8月19日に知事より各会派に、「宿泊税条例案」を9月議会に提案すること、税率は1人1泊300円（仙台市内：県分100円・仙台市分200円）で、免税点は1人1泊6,000円未満という説明がありました。

「宿泊税」導入をめぐるっては、7月8日に県ホテル旅館生活衛生同業組合や温泉旅館組合の16支部と日本旅館協会県支部、「みやぎおかみ会」の18団体が、「反対」の要望書を県に提出し、「宮城県・宿泊税を憂慮する会」も結成されました。この間、2巡目の意見交換会を行ってきたところですが、宿泊事業者からは引き続き強い「反対」の声が相次いでいます。

物価高騰で地域経済が低迷する中、県内の観光地では宿泊客数が伸び悩み、宿泊事業者は大震災での借入金とコロナ禍でのゼロゼロ融資の返済に迫られるなど、経営状況は深刻です。「宿泊税導入は更にリスクを強いるものになる」という宿泊事業者の懸念の声に、知事はしっかりと耳を傾けるべきです。免税点を引き上げれば解決するものではありません。

宿泊税は特別徴収義務者となる宿泊事業者に実務的に大きな負担を課すことになります。また、税金を取扱いますので、条例には罰則規定も盛り込まれます。宿泊事業者の理解と納得は不可欠です。

よって、9月議会に「宿泊税条例案」を提出しないことを強く求めます。

以上